

- 1988. 01 農漁村医療保険実施。
- 1988. 07 5人以上の事業所に医療保険強制適用。
- 1989. 07 都市地域医療保険実施によって国民皆医療保険時代の開幕。
- 1989. 10 薬局医療保険全国拡大実施。
- 1995. 08 第10次改正：保険者が負担する年間療養給与期間を210日以上の範囲内で年間30日ずつ延長し2000年には療養給与期間を完全に撤廃。
- 1996. 01 医療保険給付範囲拡大。  
療養給付拡大。(年間240日 ⇨ 270日)  
電算化断層撮影(CT)給付実施。
- 1997. 12 障害者補助装備医療保険適用。
- 1997. 12 国民医療保険法制定。
- 1998. 06 第14次改正：外国人に対する特例条項改正。(労働者の数が常時5人以上である事業所に勤務している外国人まで拡大し外国人労働者に対する医療保障を強化)
- 1998. 10 国民医療保険管理公団の発足。(地域組合と公教公団の統合)
- 1999. 02 『国民健康保険法』制定。
- 2000. 07 DRG全面拡大実施
- 2000. 07 医・薬分業全面実施。
- 2000. 07 国民健康保険統合。

資料) ムンゼウ 他『国民医療保険論』癸丑文化社, 2000。

文玉倫『医療保障論』新光出版社, 2000。

### 第3章. 韓国における純社会支出と民間社会支出の動向

前章で言及したように韓国の公的社会支出は、韓国的特性、つまり、朝鮮戦争以降の経済発展中心の政府政策と、分断国家という状況による国防費予算の過大編成などによって他の OECD 加盟国に比べてかなり低い割合を維持してきた。長い間、韓国において社会保障政策は、最低生計費以下の生活をしているわずか一部の人々に対して医療と所得を提供する公的扶助を中心に行われた。しかし、制限されている政府の予算で、最低生活費以下の生活をしているすべての人々を支援することは不可能なことであった。結局、政府は政府の手が届かない部分を民間に任せることになり、その主な役割をしたのが家族、企業、宗教団体などであった。しかし、韓国における社会支出の民間移転は北欧諸国などの福祉先進国の状況とはかなり異なっている。太平洋戦争以降公的支出の拡大を通じて福祉国家に突入した北欧諸国などの福祉先進国は人口構造の急速な変化と景気低迷などによる財政収支の悪化によって社会支出の民間移転を進めた。それに比べて、韓国における民間移転は福祉国家に到達する以前、つまり、社会福祉政策の初期段階から実施され、現在まで高い割合を占めているのである。韓国において民間支出としては家族と親戚による高齢者の介護と生活費支援<sup>32</sup>、企業による法定退職金と寄付金、そして、宗教団体による児童福祉施設、老人福祉施設などの運営などが主な民間の社会支出項目としてあげられる。しかし、家族と親戚による介護と生活費支援を正確に推計した資料が現時点ではまだ公表されていない。したがって、本章では純社会支出の動向と構成項目、そして、企業と宗教団体などによる民間支出を中心に論議する。

#### 3.1. 純社会支出の動向とその構成項目

OECD の定義による社会支出とは公的及び私的給付で、福祉に悪影響を及ぼす特定な環境に直面している世帯あるいは個人が公的及び私的で受領する社会的給付を意味している。今までの社会支出分析は一国の社会支出の規模を測定する基準として、社会保険、公的扶助、社会福祉サービスなどの公的部門だけが主に利用されてきた<sup>33</sup>しかし、ほとんどの政府が租税控除などにより給付の還流を行っているので所得再分配などの社会目的を達成するための社会制度の効果は公的社会支出だけでは認識しにくいことである<sup>34</sup>。特に、最近には非営利団体および宗教団体、そして、企業などによる私的社会支出が増加してより厳密な一国の社会支出規模を把握するためには私的社会支出と租税制度による増減額を公的社会支出に加えて分析する必要がある、このような分析方法で計算されたのが純社会支出 (Net Social Expenditure) である。つまり、純社会支出とは、粗社会支出 (粗公的支出 + 粗法定民間支出 + 粗自発的民間支出) に社会的目的を達成するための租税優遇項目をブ

<sup>32</sup> 韓国保健社会研究院の『1998 年度老人生活実態分析および政策課題』によると韓国の高齢者の 90%が少なかれ多かれ子女、あるいは親戚から小遣いをいただいているという。

<sup>33</sup> OECD *Social Expenditure Database, 1980-1997*, Paris, 2000

<sup>34</sup> ヴィレム・アダマ「純社会支出」訳：勝又辛子・山田篤裕, 2002.

ラスして、公的支出あるいは法定民間支出による直接税、間接税など税金が付加された部分を、控除した社会支出で実質的な社会支出を図る新しい方法である。このような純社会支出を国民所得の可処分所得と見なす議論も存在する。〔表 3-2〕は 1995 年から 1999 年の間の韓国において純社会支出の動向を示している。ここでは韓国における純社会支出をより簡略に計算するため租税優遇項目は+で、税金と保険料に対する控除部分は-に示している。つまり、法定退職金に対する直接税、移転所得者の家計支出に対する間接税、社会保険料は租税負担項目として、障害者用医療用具に対する輸入関税の減免、障害者用自動車に対する免税、非営利法人に対する財産税減免、高齢者と障害者などの勤労所得控除、企業の法人税減免などは租税優遇措置として扱われている。このような方法で計算した韓国の純社会支出は 1999 年に 55 兆 4 千億ウォンで、粗社会支出の 56 兆ウォン円よりは少々小さい金額であるがほとんど変わらないことがわかる。〔表 3-1〕は GDP に占める粗社会支出と純社会支出の差を他の OECD 加盟国の資料と比較したものでスウェーデンとデンマークが 9%以上の差を示していることに比べて日本と韓国においてはその差が小さく、それぞれ 0.3%と 0.15%を示している。その主な理由としては OECD 加盟国の中で日本と韓国の粗社会支出に付加される税制はもっとも低く、租税優遇措置は高いことが上げられる<sup>35</sup>。また、アダマは自分の報告書<sup>36</sup>でデンマークとオランダの場合、給付への課税により租公的社会支出給の 25%が国庫に還元されていることに比べ、日本、アメリカ、イギリス、オーストリア、アイルランドは 5%未満をチェコと韓国は無視できるほど小さいと報告している。

表 3-1 主要 OECD 加盟国の GDP に占める粗及び純社会福祉支出の割合(1999)

単位：%

	総社会支出 (A)	純社会支出 (B)	差 (B-A)
韓国	13.34	13.19	-0.15
日本	16.00	15.70	-0.30
スウェーデン	39.10	30.60	-9.90
デンマーク	37.40	27.50	-9.20
フィンランド	34.80	25.60	-3.40
イギリス	28.00	24.60	-3.70
カナダ	25.50	21.80	-1.20
アメリカ	24.60	23.40	-0.30

資料) OECD、Net Social Expenditure, 2001

<sup>35</sup> 高敬煥 他「韓国の社会福祉支出推計 1990-1999」韓国保健社会研究院、2002

<sup>36</sup> ヴィレム・アダマ「純社会支出」訳：勝又辛子・山田篤裕、2002.

表 3-2 純社会支出の構成項目と動向

単位：10 億ウォン

純社会支出構成項目		1995	1996	1997	1998	1999
区分	粗社会支出(A+F+I)	25,880	29,865	36,867	56,109	56,094
A: 公的支出 構成項目 (a-l)	a 老齢年金給付	4,195	4,399	5,126	8,518	12,590
	b 障害年金給付	360	408	480	499	518
	c 産業災害及び職業病給付	854	1,012	1,159	1,071	916
	d 老人と障害者福祉サービス	427	537	735	835	813
	e 遺族給付	602	679	773	831	855
	f 家族現金給付	11	11	15	15	15
	g 家族福祉サービス	251	326	414	349	348
	h 積極的な労働市場プログラム	267	330	567	2,160	3,307
	i 失業給付	0	10	79	799	936
	j 保健部門公共支出	6,428	8,044	9,331	10,566	11,824
	k 住居給付	-	-	-	-	-
l その他の給付	451	576	729	871	1,452	
小計	A 粗公共支出 $\sum_{i=a}^l x_i$	13,847	16,332	19,388	26,513	33,372
B: 公的支出に対する税金、保険料	- 直接税	-	-	-	-	-
	- 社会保険料	n.a	n.a	n.a	n.a	1
	- 間接税	165	180	224	349	477
小計	B 減額I	165	180	224	349	478
C: 社会的目的を達成するための租税優遇制度	+ 非営利法人地方税減免	18	15	19	25	21
	+ 社会福祉支援関連地方条例減免	129	153	159	137	154
	+ 障害者用輸入物品関税減免	7	8	12	13	7
	+ 障害者用自動車関連税免	-	-	44	43	178
	+ 所得控除	77	392	393	358	351
小計	C 増額I	230	568	627	576	712
CIに対する間接税	D 減額II	6	14	17	16	20
E = A-B+C-D	E 純公共支出	13,905	16,706	19,774	26,724	33,586
F: 法定民間支出 構成項目(m-p)	m 労働者の有給疾病休暇給付	235	289	343	397	451
	n 産前産後休暇給付	n.a	n.a	85	94	153
	o 法定退職金	4,922	5,453	9,358	21,131	13,032
	p 交通・通信減免料金	55	68	96	134	172
小計	F 粗法定民間支出 $\sum_{i=m}^p x_i$	5,212	5,810	9,881	21,756	13,808
G: 法定民間支出に対する税金、保険料	- 直接税	96	104	173	403	252
	- 社会保険料	9	11	17	26	42
	- 間接税	129	143	259	597	376
小計	G 減額III	234	258	449	1,026	670
F-G	H 純法定民間支出	4,978	5,552	9,432	20,730	13,138
I: 公的支出 構成項目 (a-l)	q 宗教及び慈善団体の移転支出	1,112	1,166	1,179	1,296	1,261
	r 社会福祉共同募金	11	21	12	11	19
	s 企業・企業財団の社会貢献活動	78	243	72	50	102
	t 企業の雇用連携給付	4,825	5,354	5,330	5,553	6,563
	u 学校安全控除会	n.a	n.a	2	4	4
	v 韓国医師協会控除会	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a
w 民間医療費	795	939	1,003	926	965	
小計	I 粗自発的民間支出 $\sum_{i=q}^w x_i$	6,821	7,723	7,598	7,840	8,914
J: 自発的な民間支出に対する税金、保険料	- 直接税	-	-	-	-	-
	- 社会保険料	-	-	-	-	-
	- 間接税	121	133	141	153	181
小計	J 減額項目IV	121	133	141	153	181
I-J	K 純自発的民間支出	6,700	7,590	7,457	7,687	8,733
	純社会支出	25,583	29,848	36,663	55,141	55,457

資料) 高敬煥 他『韓国の社会福祉支出推計 1990-1999』韓国保健社会研究院、2002 より作成。

### 3.2. 法定退職金制度

韓国における退職金制度は 1953 年勤労基準法第 28 条によって退職者に対する所得保障を目的に導入され、1961 年法定制度として確立された。労働基準法<sup>37</sup>は “使用者は継続勤労年数 1 年に対して 30 日分以上の平均賃金を退職金として退職する労働者に支給できる制度を設定すべきである。ただ、勤労年数が 1 年未満である場合は適用されない。” (労働基準法第 34 条 1 項)と退職金制度を規定している。また、同法は第 2 項に “第 1 項の退職金制度を設定するのにおいて一つの事業内に差等制度をおいてはいけない。”と規定している。これは、すべての労働者が平等な法の適用を受けることを考慮した項目である。また第 3 条項は 1997 年の改正を通して、“使用者は労働者の要求がある場合は第 1 項の規制にもかかわらず労働者が退職する前に、労働者が今まで継続して勤労した期間に対しては退職金を事前に精算して支給することができる”と規定している。このような労働基準法を基にして、企業は、社内規定として退職金規定を設置し勤続年数によって退職金を支給している。しかし、この制度は、企業が倒産するとか、企業の資金事情が大きく悪化される時には退職金をもらえないという危険性を持っている。また、労働基準法は退職金制度を強制してはいるが、退職する労働者に支給される退職金準備金に対する積立及び管理に対しては規定していない。このような退職金制度の受給権を保護するために、退職金債権優先返済制度と退職保険制度及び団体退職保険制度が作られた。

表 3-3 韓国における退職金制度の変遷過程

年度	主な内容
1953 年	勤労基準法によって任意制度に導入
1961 年	勤労基準法改正によって 30 人以上の事業主に強制適用
1975 年	3 次改正、適用対象を 16 人以上の事業所に拡大
1980 年	4 次改正、企業内差等制度の設定を禁止する第 26 条第 2 項を新設
1987 年	7 次改正、適用対象を 10 人以上の事業所に拡大
1989 年	8 次改正、適用対象を 5 人以上の事業所に拡大
1997 年	退職金中間精算制度、退職年金保険制度、退職一時金信託制度が新設

資料) パンハナム 他『企業年金制度導入方案研究』2001, 韓国労働研究院より作成。

<sup>37</sup> 韓国では実際に労働基準法に言われている。

### なぜ強制的な退職金制度が導入されたのか

1953年に導入された退職金制度は、他の社会保障制度が導入されてなかった当時の韓国において中途退職者に対する失業手当の役割と定年退職者に対する老後所得保障の役割を担当してきた<sup>38</sup>。韓国において退職金制度が法律として強制的に規定されたのは、1961年朴正熙大統領以降の経済発展中心の政策に大きな関連があると考えられる。1961年に経済企画院を新設し、1962年からの経済発展5ヶ年計画を準備していた韓国政府においてより早く解決すべき課題の一つが熟練された産業人材の養成であった。つまり、退職金を法律で定めることによって労働者の頻発な移動をできる限り防止し、一つの企業内で継続して働かせることによる生産性の向上とそれに伴う経済の発展を目的にしていたと考えられる。また、5.16軍事クーデターによって政権を掌握した朴正熙政権にとって退職金を法的に義務付けることは、朝鮮戦争以降、救貧政策以外に特別な社会保障政策が実施されなかった韓国の状況を勘案すると、国民の歓心を買うための政策的な手段であったかもしれない。また、政府は法定退職金制度を実施することによって社会保障制度に対する責任、特に、失業手当と公的年金による老後所得保障を企業に転嫁させることによって、財政的な負担からある程度避けられて経済発展中心の政策を推進することができた。

表 3-4 日本と韓国の退職金制度の比較

	日本	韓国
実施年度	1936年	1953年
強制性有無	任意的に実施	法定退職金制度として強制的に実施
法定退職金実施期間	1936年～1941年	1961年～現在まで
退職金の支給方式	企業年金形式による支給	退職一時金として支給
賃金債権優先返済制度	民法と商法で規定、最後6ヶ月間の給料に対して先取特権を認定	労働基準法で規定、すべての未支払い給料に対して一般先取特権を認定
企業年金制度	実施	未実施

韓国より20年ほど早く導入された日本の退職金制度も一時、法定退職金制度が存在していたが、1941年労働者年金保険法が制定されとともに廃止され任意的に実施されている。現在は厚生年金法による公的年金制度と企業が任意で実施する任意的な退職金制度だけが残っている。日本の退職金制度は企業年金方式で支給されている反面、韓国の場合は退職一時金として給付されている。また、賃金債権優先返済制度が民法と商法で規定され最後6ヶ月間の給料に対して先取特権が認定されている日本とは異なって、韓国の退職金制度は

<sup>38</sup> バンハナム 他『企業年金制度導入方案研究』韓国労働研究院、2001

労働基準法で規定され、すべての支払い給付に対して一般先取特権を認定している。〔表 3-3〕は老齢年金の給付が実施されていない時点での退職金の用途を示している。応答者の半分以上である 53.1%が退職金を基本生活費として使っているということは、退職後の公的所得保障制度を備えていない韓国において退職金制度は生活維持のための重要な手段であることを表す。

表 3-5 退職金の用途

用途	割合
基本生活費	53.1
未来のための貯蓄あるいは投資	20.9
本人の事業資金	4.3
職業訓練及び教育	4.1
住宅購入、移転、家賃	4.6
子女の学費あるいは結婚費用	3.5
債務返済	7.6
その他	2.1

資料) 韓国労働研究院、1998

#### 退職金優先返済制度

退職金優先返済制度の嚆矢は、1974年1月14日の大統領緊急措置で、ここでは、賃金・退職金・災害保障金・その他の勤労関係による債権を質権・抵当権・租税・公課金の順番に優先返済可能にした。そして、1980年12月の第30条2項に対する3次改正（現在第37条2項に変更）時には、賃金・退職金・災害補償金・その他の勤労関係による債権は使用者の総財産に対して、質権あるいは抵当権によって担保状態にある債権を除いて、租税・公課金及び他の債権に優先して返済されるべきであると規定している。ただし、質権、あるいは抵当権に優先する租税・公課金はここに適用されない。また、同条同項目に対する1987年11月の7次改正は、最終3ヶ月分の賃金と退職金及び災害補償金は他のすべての債権に優先して最優先的に返済するように規定している。

#### 退職金中間精算制度

退職金中間精算制度とは労働者が退職する以前にも労働者の要求がある時には、労働者の勤続年数に該当する退職金を精算してもらえる制度をいう。退職金中間精算制度は、多数の労働者が同時に退職する時と企業が倒産する時に発生する企業の資金負担を減少させる目的と、退職する以前にも自分が積み上げた資金を自由に使おうとする労働者の要求に

よって導入された。しかし、退職金中間精算制度は老後所得保障手段としての退職手当、あるいは、失職した場合の失業手当の機能を持っていた退職金制度を単純な貸金後払い的な性格に転落させたという指摘もある。また、最近には、年俸制を導入する企業が増加することによって毎年退職金を中間精算して年俸に含んで支給する企業が増えており、最初導入当時の理念である老後所得保障制度と失業手当の機能を失っている<sup>39</sup>。

### 退職保険制度及び団体退職金保険

1999年に導入された退職保険制度は、労働者が退職する時に支払われる退職充当金を信託会社、保険会社、銀行など社外の金融機関に積立することによって企業倒産などの予測不可能な状況から退職金財源を保護するために作られた。この制度は既存の退職金制度の場合、企業が同保険を担保とする連携保障の借入が可能であったので、企業が保険会社から支給された保険金をほかの債務の償還に使用し労働者が退職金をもらわないケースが頻繁に発生した<sup>40</sup>。しかし、この退職保険は保険金の受給権を他人に譲渡することを禁止するとともに事業主の連携保障借入が禁止されることによって安全性がより高くなった。また、既存の退職金制度が退職一時金を支払う制度であったため、多数の労働者が同時に退職するとき、企業にとっては相当な負担になったのが事実であったが、退職保険は退職一時金だけではなく年金形式の支払も可能であるため企業側でも資金を弾力的に運用できるという長所をもっている。勤労基準法が規定する退職保険（信託）とは、使用者が労働者を被保険者、あるいは、収益者として一定な要件をそろえた退職保険、あるいは、退職一時金信託に加入して労働者の退職時に法定退職金より少なくない一時金、あるいは、年金で受領させることで定義される。施行令は、退職保険などの要件として ①退職労働者が退職保険などを扱う金融機関に対して直接一時金、あるいは、年金を選択して請求できること、②退職保険などの契約が解約される場合、退職返却金は、被保険者、あるいは、受益者である労働者に支給されること、③退職保険などによる一時金・年金、あるいは解約による返還金をもらう被保険者である労働者の権利を譲渡したり担保として用いたりしてはいけないこと、④保険事業者などが退職保険などの契約を結ぶ前に契約の内容を被保険者に周知させ、契約締結以降にはその事実を通知すること、⑤保険事業者などが毎年保険料、あるいは、信託の掛け金の納付状況と一時金、あるいは、年金の受給予想額を被保険者などに通知すること、⑥勤続年数が1年未満である労働者は一時金・年金、あるいは、解約による返還金を請求することができず、使用者に帰属されることなどが規定されている。

### 貸金債権保障法

景気変動及び産業構造の変化などによる企業の倒産によって退職した労働者が貸金ある

<sup>39</sup> バンハナム（韓国労働研究院研究委員）に対する設問調査（2003. 2. 12）

<sup>40</sup> バンハナム『企業年金制度導入方案研究』韓国労働研究院 40P



いは退職金をもらえない時、事業主の負担金などで助成された賃金債権保障基金で一定金額の賃金と退職金を支給するように規定したのが賃金債権保障法である。同法による事業主の負担金は労働者の全体賃金額の1000分の2範囲内で労働部長官が定めた負担金比率を掛け算定した金額にする。また、5人未満の事業所と退職保険金に加入している企業は負担金が軽減される。

韓国の場合、勤労基準法上に労働者の賃金債権優先返済規定が設定されているが、実際に企業が倒産して事業主の返済能力がなくなる場合、賃金及び退職金をもらわない場合が多く、優先返済権を行使するためには競売を申し込むなど労働者が必要な時期に賃金確保ができない状況が多々ある。したがって、賃金債権保障法は、通貨危機以降企業倒産が急増することによって仕事を失った労働者の生活を保護するために導入・施行された。

### 退職金に対する課税

退職金に対しては所得税と住民税が課税され、退職金を支給する際、その所属機関あるいは事業主が源泉徴収する。これによって退職する労働者の納税に対する義務は終結される。現在の所得税法と法人税法は退職給付に充当するために退職金給付充当金が必要経費に計上される場合には、所定の範囲内で事業年度の所得金額を計算する際、必要経費として処理することを認めている。しかしながら、このような社内積立に対する租税優遇措置は退職金の支払保障性を高めるための社外積立制度への移転を妨害しており廃止すべきであるという議論が強く台頭されている。

### 退職金制度の問題点

1961年以降、法的な制度として実施された韓国の退職金制度はその実行過程において多数の問題点が露出され法定退職金を廃止し企業年金を導入すべきであるという論議が活発に行われている。現況退職金制度は企業が倒産すると、退職金をもらえない危険性を抱えている。その理由は退職金準備金の社外留保が法的な強制性をもっていないからである<sup>41</sup>。また、韓国は他の先進国に比べて労働移動率が高く、同一事業所での勤務期間が短いため転職するたびに精算される退職金は一時金として消尽されてしまう。そこで、退職金は老後対策のための手段になっていない。したがって、雇用保険と国民年金が導入された現段階で、退職金制度は国民年金とともに老後所得保障という本来の機能を発揮するように改善されるべきであり、先進国で導入している企業年金制度へより早く転換すべきであるという議論が出ている<sup>42</sup>。

<sup>41</sup> キムインゼ「勤労基準法上退職金の受給件保護のための法政策方向」『労働法研究7号』、1997

<sup>42</sup> バンハナム「退職金制度改善及び企業年金制度導入方案」退職金制度改善及び企業年金制度導入法案討論会発表資料、韓国労働研究院、2002

### 3.3. 寄付金制度の現況

韓国における寄付金制度に対する歴史は今から50余年以前にまで遡る。実際に、朝鮮戦争が終わってから国民会、愛国婦人会、青年団などが時局対策などを理由として寄付金品を募集する行為が乱発して、その被害が全国的に広がった。そこで、政府は国民の財産権と生活を保護する目的で1957年11月に寄付金品募集禁止法を制定した。

表 3-6 寄付金制度の変遷過程

年度	主な内容
1951年	寄付金品募集禁止法制定
1962年	1次改正
1970年	2次改正
1995年	寄付金品募集規制法に改正
1997年	社会福祉共同募金法制定
1998年	寄付金品の募金と配分の効率性を高めるために社会福祉共同募金法制定
1999年	寄付金品募集規制法の一部改正、寄付金品の募集・管理に対する不合理的な規制を緩和・整備し募集者に自立性を付与
2001年	寄付金品募集規制法の一部改正推進中

資料) ヤングムスン「寄付金品募集制度の主要争点と時事点」韓国全経連、2002。

この法律は1962年の1次改正と1970年の2次改正を経て、1995年12月に寄付金品募集規正法に全文が改正され、寄付金品募集に関する特別法形態の適用範囲を設置し、この法以外の個別法で寄付金品を募集することを禁止している。1997年3月には社会福祉共同法が制定され、それにより社会福祉共同募金会が創設された。この団体は寄付金品の募金と分配、社会福祉事業に対する対国民広報活動などを担当している。1999年以降、寄付金品募集規正法の一部項目が改正され、強制的な寄付金品を禁止しながら、寄付金品募集者が定期刊行物、あるいは、放送を通じて募集広告をする場合は寄付金品の許可事項を記録し、その執行結果を提出するようにしている。また、寄付金品の募集限度を2%から5%まで引き上げた<sup>43</sup>。

寄付金品募集禁止法による寄付金品の募集は行政自治部長官あるいは市・道知事の許可が必要である。寄付金品が募集できるのは国際的な救済事業、災難による救済事業、低所得者に経済的な援助をするための慈善事業<sup>44</sup>、公益を目的とする寄付金品の募集の必要性が認められた事業、国際交流、結核予防、文化芸術などである。

<sup>43</sup> ヤングムスン 「寄付金品募集制度の主要争点と時事点」全経連、2001。

<sup>44</sup> チャリティコンサートなど

表 3-7 募金の類型

区分		特徴	協力機関
企業特化 募金	企業募金	年末年始慈善事業に 高額寄託	国内企業、多国籍企業、 公的機関
	商品連携募金	特定企業の商品と連携し 販売収益中一定額寄付	製造企業、流通企業
	提携募金	売上額の一定比率あるいは point 積立を通じた募金	クレジットカード社、証券会社など
	品物寄託	製造企業の品物・在庫品、 企業の中古品などの寄付	製造企業、住宅銀行など
	職場募金 キャンペーン	‘ハンサラン’ キャンペーンと いう名前で給与の一定部分を自 動振込(Payroll Deduction Program)	国内企業、多国籍企業、公的 機関など
IT 募金		インターネット、PCS など活用	通信社など
	寄付 URL	<a href="http://www.moamoa.or.kr">www.moamoa.or.kr</a>	
	インターネット 競売	インターネットを活用したチャ リティー募金行事	競売
イベント 募金	スポーツ	スポーツ団体、球団などと業務 協約で募金行事	KBO(韓国野球教会)、 韓国サッカー教会
	バザー	既存のデパート及び企業の品物 協調を通じたバザー	デパート、企業、 支援機関など
	映画イベント	映画館と映画関連団体と連携	映画館及び映画関連団体
	コンサート	企業協賛を通じた行事	企業
	トールゲート募金	全国高速道路トールゲート募金	韓国道路公社
協力募金	放送募金	開発募金機関、福祉団体などと 特定目的の支援のための放送	開発募金機関及び福祉団体/ 放送局
	機関・団体協力募金	公的機関など各種団体などの協 調で広報、地域巡回訪問など	学校、行政機関、金融機関、 地下鉄/言論機関

注) ハンサランキャンペーン：サラリーマンが一定金額を毎月給与から控除し定期的に寄付する制度。参加するすべてのサラリーマンと企業に対しては年末所得精算の時、100%税金を減免する。

資料) ヤングムスン 「寄付金品募集制度の主要争点と時事点」 全経連、2002。

表 3-8 韓国における企業財団の現況

金額単位：ウォン

財団数	平均役員数	平均職員数	平均資産額	平均事業費
76	10 人	7 人	290 億	19 億 6 千万

資料) 全経連『企業社会貢献白書』2002

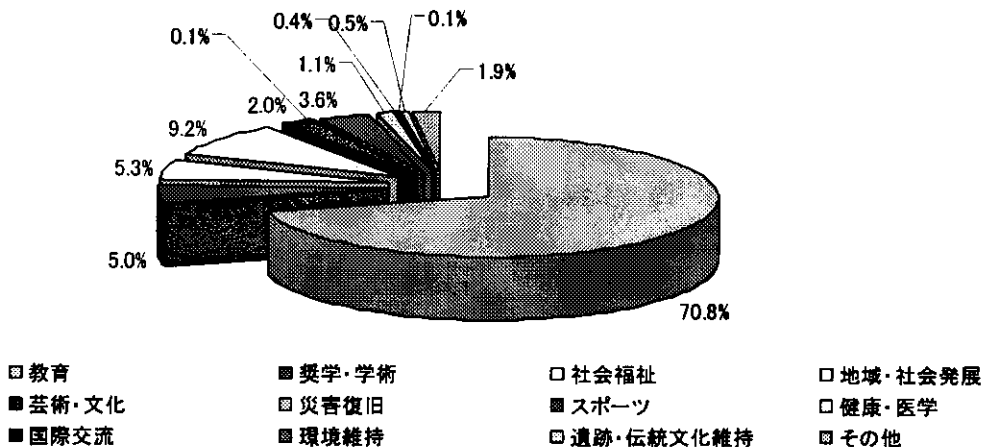
孫元翼「企業の社会貢献活動実態調査結果」2002

その募金の種類に対しては〔表 3-7〕に詳しく説明されている。企業の社会貢献活動は、

経済発展期の1970年代以降に始まって初期には主に奨学事業に偏っていたが、1990年代以降には社会福祉部門を中心として医療福祉事業、文芸振興事業、地域事業支援事業、社会開発事業などに活動を拡大している。2000年に実施された全経連の『主要企業の法定準租税負担実態分析』では、1998年度に営業利益の1.52%を占めていた寄付金が1999年には3.18%にまで急増していると示している。また、『企業の社会貢献活動実態調査結果』では、調査に回答した193個企業<sup>45</sup>における2000年度、平均的な寄付関連支出金額は6,710億ウォンで、企業の平均的な支出金額は34億ウォンに達していることがわかる。この中で現金寄付が90.2%を占めており、それ以外に現物寄付、社員参加、施設開放などの寄付も活発に行われている。

また、分野別寄付現況を調べてみると、教育分野への寄付額が約4,747億ウォンで最も多く全体寄付金額の70.8%という高い割合を占めている。そして、地域・社会発展分野が619億ウォンで全体寄付金額の9.2%の割合を、社会福祉分野が356億ウォンで全体寄付金額の5.3%の割合を占めている。企業規模による分野別寄付金額の割合を見ると売上1兆ウォン以上の企業は教育分野(75.5%)に対する寄付が目立っている反面、売上1兆ウォン未満の企業は、教育分野だけに限らず奨学・学術分野と教育、社会福祉分野に均等に寄付を行っている。しかし、企業の参加割合から見ると社会福祉分野が最も高く全体企業の79.8%が参加しており、その次が地域社会発展分野(48.2%)、奨学・学術分野(46.1%)の順であった。

図 3-1 企業の部門別寄付金現況



資料) 孫元翼「企業の社会貢献活動実態調査結果」2002

<sup>45</sup> 調査対象：全経連会員社などの一般企業193個の企業が応答、売上基準1,000億未満：73個企業 1,000億以上：120個企業

### 3.4. 宗教団体の社会福祉活動<sup>46</sup>

韓国における全体人口に占める宗教人口の割合は1999年を基準として53.6%で、全体人口の半分を超えている。その中で仏教人口が49.0%でもっとも大きな割合を占めており、プロテスタントが34.7%、カトリックが13.0%、儒教が1.2%の順である。全体宗教人口の中で仏教、プロテスタント、カトリック人口が占めている割合は96.7%で、韓国の宗教は大きく分けてこの3大宗教に再編されていると言えるだろう。また、年齢階級別宗教参加率は15-19歳が46.7%、20-29歳が43.1%を占めていることに比べて、50-59歳が61.7%、60歳以上が60.7%を占めており、高年齢階級でより活発な宗教活動参加を見せている。また、男女間の参加率は男性が45.9%であるのに比べて、女性は60.8%を占めており女性の方が男性より宗教活動に積極的であることがわかる<sup>47</sup>。韓国保健社会研究院の調査結果<sup>48</sup>によると、この宗教団体の中でもっとも活発に社会福祉に参加しているのがプロテスタントで、461箇所の社会福祉施設法人を運営している。（〔表3-11〕参照）その主な運営分野は児童福祉施設が23.2%でもっとも多く、老人福祉施設が11.0%、青少年福祉施設が7.6%を占めている。韓国における宗教団体の社会福祉活動はまだ初期段階であり、少数の団体による施設運営を中心に実施されている。施設運営以外のプログラムとしては児童に対する児童保護施設の訪問及び支援活動と老人に対する食事提供、就業及び副業斡旋などが実施されているが継続性に欠けており、その実施規模がかなり微々たるものである。

表 3-9 宗教界の社会福祉法人数及び宗教人口上の分布

区分	社会福祉法人数	宗教人口上の分布
キリスト教	462	36.4
カトリック教	112	11.8
仏教	37	48.8

資料) 金インスク「宗教界の社会福祉活動現況と活性化方案」『社会福祉』韓国保健社会研究院 1999

### 3.5. その他の活動

ここでは社会福祉共同募金会、企業、大学サークルなどの民間の社会活動参加に対して簡略に言及する。まず、社会福祉共同募金会は寄付金品の募金と配分の効率性を高めるために‘1998年社会福祉共同募金会法’によって設立された。社会福祉共同募金会は、寄付金

<sup>46</sup> この部分は1999年韓国保健社会研究院が発表した『宗教界の社会福祉活動現況と活性化方案研究-教会の社会福祉活動を中心に』（金美淑、その他3人共著）と統計庁の『韓国の社会指標2000』の内容を中心として再整理した。

<sup>47</sup> 統計庁『韓国の社会指標2000』,2001.

<sup>48</sup> 金美淑その他『宗教系の社会福祉法人及び非法人現況』韓国保健社会研究院 1999.

品の募金と配分、社会福祉事業に対する対国民広報などを担当している。社会福祉共同募金会は、多様な募金方法を活用し、寄付方法も直接募金会に寄付する以外にマスコミを通じた寄付も許容している。2001年には総625億円を募金するなど毎年その募金率が上昇していてこれからもより活発な活動が予想される（〔表3-10〕参照）。

そして、〔表3-11〕は年末年始慈善事業キャンペーンの実施結果で、2000-2001シーズンは1999-2000シーズンより14%増加した396億ウォンを募金した。このような、慈善事業キャンペーンにもっとも積極的に参加しているのは企業で全体金額の54.8%を占めていて公的機関の参加はもっとも低い事がわかる。ここではこのように活発な企業の社会活動参加をより詳しく調べるため韓国の代表的な大手企業であるS企業の社会貢献活動に対する事例を紹介する。同企業は“人間美と道徳性に基づいて企業市民としての役割を積極的に遂行して共に反映する”という基本的な理念の下に「社会福祉」、「文化芸術」、「学術教育」、「環境保存」、「ボランティア活動」の5代分野を中心に社会貢献活動を実施している。まず、同企業が実施している社会福祉活動を調べてみると障害者支援政策として障害者にパソコンと奨学金を支援すると同時に、世界最初に盲導犬養成学校を設立して、視覚障害者に無償提供している（1999年末まで41頭を提供）。また、1995年から毎月約20人の視覚障害者に無料開眼手術を実施し1999年末まで総1,140人の視覚障害者がこの手術の恩恵を受けた。さらに、1993年には韓国最初の障害者専用工場であるM電子を設立して、重症1・2級障害者を含む約100人の障害者が勤務・生活している。同社はすべての施設を障害者中心に設計して、障害者が安心して勤務・生活できるように配慮している。また、高齢者福祉活動として、独居老人に対する生活費支援と高齢者に対する昼食提供等を、扶養者がいないかいても働けない場合の子供たちに対する支援活動として学費と生活費を支援している。特に、高齢者と低所得世帯の子供たちに対する支援活動はほとんどが社員の自発的な募金額によって実施されており、注目すべき点であるといえる。また、文化芸術事業の一環として伝統文化財保存事業と大規模ギャラリーの新設・運営事業、そして、各種美術・音楽大会の開催事業などを実施している。学術教育事業としては全国43箇所にパソコン教育場を設置し1995年から1999年まで171万人に対してパソコン無料教育を実施し、創意力大会を含む各種大会を開催し青少年の学歴向上に寄与している。それとともに大学と学術研究に対する支援事業を実施している。

表 3-10 社会福祉共同募金会の年度別募金実績

(単位：百万ウォン)

区分	1998	1999	2000	2001	合計
金額	19,649	21,366	51,020	62,500	92,035
増減率 (対前年比%)	—	8.7%	138.8%	22.5%	対初年度比 218.1%

資料) 全経連、「第3次社会貢献事例発表会」2001.6

表 3-11 年末年始慈善事業キャンペーン実績

(単位：百万ウォン)

区分	公的機関	社会 宗教団体	企業	個人及び その他	合計
2000/2001 (構成比%)	2,762 (7.0)	5,942 (15.0)	21,722 (54.8)	9,225 (23.2)	39,651
1999/2000 (構成比%)	2,397 (6.9)	5,465 (15.7)	19,030 (54.7)	7,922 (22.7)	34,814

資料) 全経連、「第3次社会貢献事例発表会」2001.6

このような社会貢献活動は企業だけではなく大学でも活発に行われている (SEED MONEY)。大学共同社会奉仕団体は、全国の短期大学および大学が会員になって社会奉仕教育とボランティア活動に関する相互協調を通じて、大学生が在学中に社会的あるいは倫理的諸問題に対する経験と意識を向上させる方案を協議、開発、さらに改正することによって社会発展に寄与することを目的で 1997 年に創設された。同団体は企業から財政の支援を受けて、全体的な運営と活動は大学社会奉仕協議会で担当している。つまり、同団体は資金と運営が分利されており、社会福祉活動に対する大学サークルの自発的な参与とアイデア創出をもたらすという点でこれから韓国社会の民間福祉政策の導入において大きな参考になると考えられる。同団体が 2001 年に実施したより具体的な事業内容は [表 3-10] に詳しく示されている。

表 3-12 SEED MONEY 社会奉仕活動内容

区分	実施内容	備考
情報開発交流	ニュースレター「大学奉仕」発刊	創刊日：1997年6月 季刊誌、毎回2000部発行
	大学社会奉仕ホームページ運営	開設日：2000年9月25日
	大学社会ボランティア活動の活性化のための課題研究	目的：大学教育改革及び社会奉仕の活性化
	全国大学社会奉仕大会開催	創立5周年に対する評価と将来に対する展望
	世界ボランティア大会参与	ボランティア活動推進国際協議会 2002年度第17回大会ソウル開催
大学社会 ボランティア 活動支援	大学生の社会ボランティア活動支援	2001年：186プログラム選定
	夏期大学生医療及び技術奉仕活動支援	参加大学数：43 参加団体数：66 参加人員：5,057人 総経費：3億6千万ウォン
	大学生海外奉仕活動	派遣国：中国、ロシア、ベトナム、 バングラディッシュ、フィリピン
	APEC 青年インターネット奉仕団運営	派遣国：タイ、インドネシア



## 第4章. 非正規労働者の増加に対する実証分析

本章では韓国における非正規労働者の実態と社会支出の増加による企業の雇用政策の変化を調べる。まず、非正規労働者に対する多様な定義を調べた後に、マクロデータを利用した実証分析をする。そして、企業の法定福利厚生費などの社会支出の増加が正規労働者（常用労働者）の雇用にどのような影響を与えるかを分析する。

### 4.1. 非正規労働者の定義

OECD ではその仕事が客観的な条件(objective conditions)によって終了される仕事であるかどうかによって一時的仕事(temporary jobs)と常用的な仕事(permanent jobs)に分類し、一時的仕事に雇用された労働者を一時的な労働者(temporary workers)、常用的な仕事に雇用された労働者を常用労働者(permanent workers)に分類する。OECD の定義は、包括的であり幅広い雇用範囲を含んでいる。実質的に期間を定めない雇用契約(indefinite contact)以外では、ほとんどの仕事が OECD の一時的な仕事に属すると見られる。反面、OECD の定義は、その仕事における雇用の持続期間は考慮していないため、雇用安定性に対する指標としてはまだ十分ではない部分があるといえる。一時的な仕事はヨーロッパでも増加傾向にある。ヨーロッパでは、特に有期雇用(fixed-term employment)が増加しているが、こうした状況はヨーロッパでは労働市場の規制が厳しく解雇が難しいため、企業の立場からは正規職の雇用を回避して解雇が容易な有期雇用、またはパートタイマーを増加させようとする意図と密接な関係がある。OECD の有期雇用者の定義が、労働者の雇用期間よりは職業の性格を基準にしているのは、このようなヨーロッパの労働市場の変化と密接な関係がある。

次にアメリカのBLSでは、その職業の性格とともにその労働者の雇用の持続性を考慮し、有期雇用者(contingent workers)を定義している。つまり、BLSではOECDの一時的な職業の定義とともに永続的な職業といっても労働者がその職場で一時的にしか勤務できない場合、一時的な仕事(temporary jobs)として分類する。そして、有期雇用者(contingent workers)には複数の定義があるが、広義には一時的な職場で勤務する労働者が有期雇用者であり、狭義には一時的な職場で働いている労働者の中で、勤続期間と今後期待される継続雇用期間を考慮し、勤続期間が1年以下であり、今後継続して働く期間が1年未満と期待される労働者(主に学生)は、有期雇用者として分類しない。したがって、OECDの定義が仕事の属性を基準とする定義である反面、BLSの定義は労働者の雇用安定性を考慮した定義であるとみなされる<sup>49</sup>。

このような基準を基にして韓国労働経済学会は非正規労働者を多次元的な基準を活用して次のように定義している<sup>50</sup>。まず、雇用の持続性有無によって臨時的な労働者と非臨時的

<sup>49</sup> バクキソン「非正規労働者の測定と提言」『非正規労働者の規模と実態』(2001)から引用

<sup>50</sup> 労働部「非正規職実態分析」政労使委員会非正規労働者対策特別委員会報告資料、2002

な労働者に、そして、労働時間によってパートタイム労働と非パートタイム労働に、最後に、労働提供方式によって非典型労働と典型労働に分類していずれの場合も前者の方を非正規労働者として定義している。そして、経済活動人口調査のもっとも単純な定義では雇用契約期間が1年以上の常用労働者を正規労働者として、雇用契約期間が1ヶ月以上1年未満の臨時労働者と1ヶ月未満の日雇労働者を非正規労働者として定義している。

#### 4.2. 非正規労働者の現況

韓国における非正規労働者の規模は1997年の通貨危機以降、急激に増加している。非正規労働者の増加原因として次のような四つの要因があげられる。はじめに、企業競争激化による人件費節減の必要性、二番目に市場の変化に弾力的に対応するための雇用柔軟性の必要性、三番目に労働市場の柔軟性を確保することによって国家競争力を向上させようとする国家の労働市場政策、四番目に仕事と余暇に対する労働者の価値観変化などが上げられる<sup>51</sup>。本稿では非正規労働者の増加をもたらしたこのような多様な要因の中で企業の人件費節減政策と雇用の柔軟性確保政策に焦点を合わせて論議を進める。つまり、本稿では企業が非正規労働者の雇用に先を争った理由として通貨危機による企業の財政赤字の増加と構造調整過程で発生した人件費削減政策によるものと推定している。朝鮮戦争以降、経済成長を優先とした韓国の政策は疲弊した韓国経済を現在の位置まで引き上げるのに貢献したのはまぎれもない事実である。しかし、1997年末に発生した通貨危機は今までの経済政策が木を見て森を見なかった政策であったことと、国民一人一人がより安定的な生活を享受するためには経済政策だけではなく社会福祉政策の推進にも拍車をかけなくてはならないということを悟らせた。つまり、通貨危機による企業倒産とそれに伴って発生した大量失業は、政府が今まで目をつぶっていた社会保障政策に目を回すことを促したのである。

つまり、1995年に始まった雇用保険は1998年10月すべての事業所に雇用保険を適用して1999年1月からは保険料を引き上げた。労使折半で保険料を納付する失業手当部門の保険料を0.3%から0.5%に、事業主だけが納付する雇用安定部門は0.2%から0.3%に、そして、職業能力開発事業部門は1000以上の企業に対して0.5%から0.7%まで引き上げて

企業の負担を増加させた。また、1988年に導入された国民年金は、1999年には都市地域自営業者までその適用範囲を拡大し、国民皆年金を実現した。しかし、このような政府の福祉拡大政策は通貨危機による後遺症と国際景気の沈滞などによって苦戦し続けている企業の財政負担をより加重させた。このような財政赤字を克服し業界の激しい生存競争で生き残るために企業は緊縮財政を実施した。政府と企業の骨を折るような構造調整と“金集め運動”など国民的支援によって、景気は少しずつ回復し始めた。景気回復は企業の生産を増加させ労働力不足を誘発したが通貨危機を経験した企業にとって以前のような採用政策はすでに有用ではなかった。つまり、企業は再び発生するかも知れない通貨危機のよう

<sup>51</sup> チャンホングン「製造業生産職労働者を中心として」『非正規労働者の職業能力開発支援対』韓国職業能力開発院

な危機状況に弾力的に対処できる柔軟な雇用政策を求めたのである。

このように通貨危機以前に比べて急激に増加した社会保険料は企業にとって正規労働者より日雇労働者、季節労働者などの非正規労働者の雇用に興味を持たせた。つまり、国民年金は日雇労働者、3ヶ月以内の契約職労働者、季節労働者、一時的な事業所の労働者、非常任理事、顧問、パートタイマーなど常用労働者ではない労働者は適用例外者として扱われていたため彼らを雇用することは企業にとって費用節減と雇用への弾力的な対応という二つの目的を達成するのに十分であった。財政健全化のために企業が着手した初めての作業は人件費を節約する方法であって、相対的に高い賃金を支払う中高年労働者を解雇しその代わりに非正規労働者を雇い始めた。もちろん、社会保険以外にも非正規労働者の賃金が相対的に低いことも大きな原因としてあげられる。韓国労働研究院が発表した『KLI 労働統計』によると 1989 年から 1998 年までにかけて全体労働費用に占める労働者一人当たり現金給付の割合は継続して減少している反面、現金以外の給付割合は継続して増加している<sup>52</sup>。つまり、全体労働費用に占める賃金総額の割合は減少している半面、退職金と法定福利厚生関連費用は毎年増加している。例えば、1989 年に 84.1%を占めていた現金給付は、1998 年には 60.5%まで急激に減少したが、退職金と法定福利厚生費は各々 5.3%から 26.5%に、3%から 5.2%に急激に増加する傾向を見せている。これは労働者にかかる社会保険料などの法定福利厚生費が賃金の上昇率より高い割合で上昇したことを間接的に表している。また、2001 年 8 月の『経済活動人口調査一付加調査』によると正規労働者の月平均賃金は、169 万ウォンであることに比べて非正規労働者の賃金は 89 万ウォンで非正規労働者の賃金が正規労働者の 52.6%水準に留まっていることがわかる。さらに、多くの非正規労働者が退職金と法定社会保険、企業内の福利厚生費から排除されていることを勘案するとその差はもっと大きくなると考えられる。『経済活動人口調査一付加調査』を参考とすると、正規労働者の場合、国民年金、医療保険、雇用保険などの法定社会保険の適用割合が各々 92.7%、94.8%、80.0%であるのに比べて非正規労働者は 19.3%、22.2%、20.7%で多くの非正規労働者が社会保険の適用から排除されていることを示している。また、退職金とボーナスの場合も正規労働者は各々 94.3%、93.1%を受領していることに比べて非正規労働者は各々 13.6%と 14.0%だけが適用されている。

韓国における非正規労働者に関する研究及び調査が活発に行われたのは 2000 年に入ってからである。現在、韓国における非正規労働者の実態が把握できる代表的な資料としてあげられるのが統計庁の『経済活動人口調査一付加調査』と韓国労働研究院の『韓国労働パネル』である。まず、2001 年度に統計庁が発表した『経済活動人口調査一付加調査』によると賃金労働者の中で正規労働者は 585 万人で全体の 44.3%を占めている反面、非正規労働者は 736.6 万人で正規労働者を大きく上回る 55.7%を占めている。その構成割合を見ると一般臨時職が 405 万人で非正規労働者の中で最も大きい割合(55%)を占めており、一般

<sup>52</sup> 韓国労働研究院『KLI 労働統計』2002

臨時職(30.7%)と期限付き雇用(7.8%)、個人請負(5.7%)の順である(図 4-1 参照)。しかし、経済活動人口調査が常用労働者の区分を厳しく定義しており、臨時労働者と日雇労働者は常用労働者ではない労働者、つまり、常用労働者の残余範囲として扱われているので非正規労働者の割合を過大評価しているという主張もある<sup>53</sup>。二番目に、パネル調査結果によると臨時職と日雇職の合計を非正規労働者として規定している『韓国労働パネル』調査によると非正規労働者の割合は1998年度の1次調査で19.3%、1999年度の2次調査では26.5%、3次調査では23.5%を占めており『経済活動人口調査—付加調査』で発表している数値とは大きい差を見せている。『経済活動人口調査—付加調査』と『韓国労働パネル』調査の間にこのように大きい差が発生する理由として、長期臨時労働者の概念規定が上げられる。長期臨時労働者とは、従事上の地位は臨時職であるが、現在の職場で1年以上継続して勤務している労働者をいう。つまり、長期臨時労働者をどの部分に適用するかによって非正規労働者の割合には差が発生すると判断される。また、統計庁の『経済活動人口調査』では退職金、賞与金、諸般の手当をもらってないと応答した場合、臨時、あるいは、日雇職に見なしていることがもう一つの原因としてあげられる。このような状況を勘案すると韓国において非正規労働者数の割合は全体労働者の25%前後になるというのが一般的な理論である。

表 4-1 韓国における非正規労働者に対する研究の比較

区分	割合	基準年度	適用基準
経済活動人口調査付加調査	55.7%	2001	雇用契約による単純分類
経済活動人口調査	51.6%	2002	雇用契約による単純分類
韓国労働パネル1次調査	19.3%	1998	統計的定義、パネル調査結果による臨時職と日雇職の比率の合計
韓国労働パネル2次調査	26.5%	1999	統計的定義、パネル調査結果による臨時職と日雇職の比率の合計
韓国労働パネル3次調査	23.5%	2000	統計的定義、パネル調査結果による臨時職と日雇職の比率の合計

資料) 統計庁『経済活動人口調査—付加調査』2001より作成

<sup>53</sup> アンジュヨップ(2001)